原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第二条第七号に規定する原子力発電による電気の安定供給に寄与する原子力の研究及び開発の用に供する施設を定める命令の一部を改正する命令

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第二条第七号に規定する原子力発電による電気の安定供給に寄与する原子力の研究及び開発の用に供する施設を定める命令（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構（」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（」に改める。

附　則

この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

内閣府
経済産業省

○内閣府厚生労働省令第三号

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する命令を廃止する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する命令を廃止する命令

独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成十三年厚生労働省令第二十五号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（積立金の処分に関する経過措置）

2　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第百三十六条の規定による改正後の独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律附則第二条第九項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第百八十号）第十二条第一項の積立金の処分については、この命令による廃止前の独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する命令第十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第五条第二項」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）第二十九条の規定による改正前の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第五条第二項」とする。

省　令

○総務省令第三十一号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条（同法第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）及び同法第七十条の二第一項並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「「長期給付積立金」を「「厚生年金保険給付調整積立金」、「退職等年金給付調整積立金」に改め、「長期給付」の下に「、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付調整積立金」」を加え、「各号列記以外の部分」を削り、「第三十八条の八第一項」の下に「、第三十八条の八の二第一項」を加え、「第三十九条第一項」に改め、「第七十四条」の下に「、第七十五条第一項、第七十六条」を加え、「、長期給付積立金」を「、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金」に改め、「長期給付」の下に「厚生年金保険給付、退職等年金給付」を加える。

第二条の五の三第一号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改める。

第六条第一項中「長期経理」を「厚生年金保険経理、退職等年金経理」に改め、同条第二項中「長期経理」を「厚生年金保険経理」に、「長期給付」を「厚生年金保険給付」に、「並びに」を「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）及び」に、「第九十四条の二第一項」を「第九十四条の二第二項」に改め、「基礎年金拠出金」の下に「並びに厚生年金保険法第八十四条の三に規定する交付金（以下「厚生年金交付金」という。）」を加え、同条第六項中「、法附則第十四条の四第一項若しくは法附則第十四条の四の二第一項」を削り、「短期給付に係る財政調整事業等」を「市町村連合会が行う共同事業」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　退職等年金経理は、退職等年金給付に関する取引を経理するものとする。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第八条中「長期経理」を「厚生年金保険経理、退職等年金経理」に改める。